

経済情報コンダクター

月刊

東海財界

TOKAI ZAIKAI

Monthly Report



美容サロン事業拡大中
カンボジアの女性起業家
カンボジア国内を席巻

韓日国交正常化から50年
今後も両国発展に最善を尽くす
駐名古屋大韓民国総領事館総領事
朴煥善

中部大学学長 山下興亞

地域と世界をキャンバスに
社会で「あてになる」人材を育む

「印
章歴史館」を訪ねて
印
章7000年の歴史

横井五六愛知県議会議長
正々堂々とした姿勢

藤沢ただまさ名古屋市会議長
市民のための議会を打ち出す

上昇に転じたクレジットカード利用
使い方で大きく広がるライフスタイル
来年の「志摩サミット」はドローン警備に?
グーグルとソフトバンクが口座に進出

地域との連携強化を図り
一体感のあるサッカーラブへ

名古屋グランパスエイト
久米一正社長



痛快!野球見たま

2年で10億以上の年俸削減した中日

2015

7月号

(毎月1回 25日発行)

Q 私は中小企業の建設業をしています。知人の紹介があつて、甲社の社長Aから、ビルのメンテナンス工事を下請けし、工事を完成させました。ところが、請負代金三〇〇万円の支払を全くしてくれません。見積書を送りましたが文書はもらつてありません。どのように回収したらいですか。

片岡信恒弁護士の法律相談所



片岡法律事務所
弁護士・中小企業診断士
片岡信恒

A 最近、貸付金、請負代金、売買代金の回収が難しいケースが増えていました。本件事例では、名刺に「甲株式会社 代表取締役A」と書かれているのに、法人登記していませんでした。最初から支払しないつもりだったことが疑われます。悪質な場合、詐欺として告訴できる場合もありますが、警察は簡単に受理してくれません。

法的な回収としては、一般的には次のような方法があります。

第一に、配達証明付き内容証明郵便などで最終督促をします。消滅時効が迫っているケースでは、ひとまず時効を中断させる効果があります。

第二に、裁判所へ申し立てます。方法としては、調停と訴訟があります。調停は、相手方と話し合う余地がある時に利用します。通常訴訟は弁護士に委任した方が良いと思います。訴訟を選択した場合でも、判決前に、和解で終わらせることもあります。

第三に、どうしても支払を実行しない場合は、判決などに基づいて、強制執行をします。差押えす

る対象別に、①不動産に対する競売手続き、②債権に対する債権差押え、③動産差押えがあります。

しかし、現実には強制執行によつても回収できない場合が多いです。相手方に対象となる財産がないか、見つけられないからです。

まず、不動産は調べることが可能ですが、相手方が圧力を感じて支払う可能性があります。

これらの方は、いずれも時間やコストがかかります。従つて、取引前に十分な対策を考えるべきです。やはり一番は取引先の事前の信用調査でしょう。また、しっかりした内容の契約書の作成は絶対必要です。

預貯金や売買代金などの債権は、簡単には調べられませんが、相手方の取引銀行は調査できる場合もあります。売買代金などは、相手方の取引先の調査が必要となり、現在進行中の売買取引、請負工事取引を摑める場合があります。

動産類は、自動車や重機は価値がありますが、相手方の所有物であります。

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にぜひお気軽にご相談ください。

片岡法律事務所
名古屋市中区丸の内二丁目一九番
二五号 M S 桜通七、八階

がありますが、相手方の所有物であります。